

議案第138号

上越市うみてらす名立条例の一部改正について

上越市うみてらす名立条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月4日提出

上越市長 小菅淳一

上越市うみてらす名立条例の一部を改正する条例

上越市うみてらす名立条例（平成16年上越市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号を次のように改める。

(1) 健康交流館ゆらら 次に掲げる区分に応じ、次に定めるとおりとする。

ア 大浴場 次のとおりとする。ただし、交流促進施設光鱗の宿泊室の宿泊利用をする者（以下「宿泊利用者」という。）の大浴場の利用にあっては、午後3時から午後11時まで及び翌日午前6時から午前8時までとする。

① 金曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）の前日 午前10時から午後10時まで

④ 日曜日から木曜日まで 午前10時から午後9時まで

イ 屋内プール 午前10時から午後8時まで

ウ 屋外プール 午前10時から午後5時まで

エ 個室、大広間その他共有スペース 午前10時から午後9時まで

第9条第2号中「午前9時から午後10時まで」を「午前10時から午後9時まで」に改め、同号ただし書中「午後2時」を「午後3時」に改め、同条第3号ア及びイを次のように改める。

ア 地場物産直売所 午前9時から午後6時まで

イ 食堂 午前10時から午後6時まで

第9条第4号中「午前11時から午後9時30分まで」を「午前11時から午後3時まで及び午後5時から午後9時まで」に改め、同号ただし書中「午後2時から午後9時30分まで」を「午後5時から午後9時まで」に改める。

第10条第1項各号を次のように改める。

(1) 健康交流館ゆららの屋内プール 7月1日から同月の第3金曜日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）及び9月1日から翌年6月30日まで

(2) 健康交流館ゆららの屋外プール 8月の第4月曜日から翌年7月の第3金曜日まで

(3) 駐車場及び休憩スペース 無休

(4) その他の施設 3月1日から11月30日までの間の第2水曜日及び12月1日から翌年2月28日（閏年にあっては、29日）までの間の水曜日。ただし、これらの日が休日に当たるときは、その翌日

別表第1(1)の表上限額の欄を次のように改める。

上限額
2, 060円
1, 030円
1, 200円
300円
1, 260円
840円
530円
2, 200円

別表第1(2)の表上限額の欄を次のように改める。

上限額
20, 000円
16, 000円
12, 000円
20, 000円
16, 000円
12, 000円
30, 000円
24, 000円
18, 000円
45, 000円
36, 000円
27, 000円
2, 200円
31, 430円
15, 720円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の上越市うみてらす名立条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。